

岡山県 I C T 活用工事試行要領（港湾・漁港工事）

（趣旨）

第1条 この試行要領は、岡山県が発注する港湾工事及び漁港工事における I C T 活用工事の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（I C T 活用工事の定義）

第2条 I C T 活用工事は、次に掲げる施工プロセスにおいて、I C T を全部又は一部に活用する工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元数量計算
- ③ I C T を活用した施工
- ④ 3次元出来形管理
- ⑤ 3次元データの納品

2 I C T 活用工事の実施に当たっては、国土交通省（港湾局）及び農林水産省（水産庁）が定める要領等に基づいて行うものとする。

（対象工事）

第3条 対象工事は、岡山県が発注する原則全ての港湾工事及び漁港工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事を除く。

- （1）国土交通省の I C T 活用工事実施要領がないもの
- （2）緊急を要するもの
- （3）予算上の制約があるもの
- （4）発注者が I C T の活用の必要がないと認めるもの

（実施手続）

第4条 I C T 活用工事の発注方式は、契約締結後に、受注者の希望により I C T 活用工事を実施する「施工者希望型」とする。

2 受注者は、契約後、I C T を活用する工種について希望がある場合は、施工計画書の提出前に、I C T の活用内容、施工範囲等を発注者と協議するものとする。

3 I C T 活用工事として発注していない工事において、契約締結後、受注者から I C T 活用工事の実施の申入れがあり、発注者が適当と認める場合は、この要領を適用するものとする。

（工事成績評価における評価）

第5条 I C T 活用工事を実施した場合の工事成績評価は、監督員の考査項目である「創意工夫」において評価するものとする。

(ICT活用工事における管理)

第6条 監督員及び検査員は、ICT活用工事の活用効果に関する調査等のため、別途費用を計上して従来手法による管理を受注者に実施させる場合を除き、重複して管理を求めないものとする。

(工事費の積算)

第7条 ICT活用工事に係る積算は、国土交通省（港湾局）及び農林水産省（水産庁）が定める積算要領、港湾請負工事積算基準及び漁港漁場関係工事積算基準によるものとする。

(調査等)

第8条 発注者がICT活用工事の活用効果等に関する調査を実施する場合は、受注者はこれに協力するように努めるものとする。この場合において、調査の内容、時期等については、その都度、受注者に別途指示するものとする。

(履行証明書)

第9条 発注者は、ICT活用工事を実施し、しゅん功検査に合格した受注者に対して、別に定めるICT活用工事履行証明書を発行するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則

この要領は、令和7年11月1日から施行し、単価適用日が同日以降の工事から適用する。ただし、当該工事のうち、令和7年度に入札公告又は指名通知を行い、発注当初の工期末が当該年度内に設定されている工事の第5条の適用については、評価しないこととする。